



第13期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

大阪市住之江区南港北1丁目13番11号
グランドプリンスホテル大阪ベイ 2階
クリスタル・ルビー

決議事項

議案 剰余金処分の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。

議決権行使期限：2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで有効

証券コード 5038
2025年3月12日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
株 式 会 社 e W e L L
代表取締役社長 中 野 剛 人

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ewell.co.jp/ir/stock/meeting/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5038/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「eWeLL」または「コード」に「5038」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年3月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市住之江区南港北1丁目13番11号
グランドプリンスホテル大阪ベイ 2階 クリスタル・ルビー
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第13期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件 |
| 決議事項 | | 議 案 剰余金処分の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- ・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。

2025年3月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するよう  
ご返送ください。)



2025年3月26日（水曜日）午後6時到着分まで

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

賛成の場合→**賛**に○印  
反対の場合→**否**に○印

– 3 –

# 事業報告

( 2024年 1 月 1 日から  
2024年12月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、社会・経済活動が活性化し雇用・所得環境が改善する中、個人消費および設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、継続的な国内の物価上昇により個人消費に一部足踏みがみられる等、未だ先行き不透明な状況が続いております。

当社の顧客が事業を展開する在宅医療業界におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現させることが国策として進められている中、2024年6月からの「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求」および「訪問看護のオンライン資格確認」等、効果的かつ効率的で質の高い医療サービスの実現に向けた医療DXが推進されると共に、2024年度の診療報酬・介護報酬改定においても「訪問看護」の報酬はプラス改定になる等、国策により追い風が吹く環境となりました。

このような状況の中、当社は、2024年度の診療報酬・介護報酬改定への対応、およびAIを活用した新サービス「AI訪問看護計画」、「AI訪問看護報告」の提供を開始しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、主力サービスの「iBow」の新規顧客獲得が順調に推移し、売上高は2,571,852千円（前事業年度比24.3%増）、営業利益は1,135,932千円（同25.0%増）、経常利益は1,138,949千円（同25.1%増）、当期純利益は808,261千円（同31.9%増）となりました。

サービス別の状況は、次のとおりであります。

なお、当社が提供するサービスについて、その提供方法により、従来は「クラウドサービス」と「BPOサービス」の2つのカテゴリーに区分して売上高の開示を行っておりましたが、このうち「BPOサービス」は、業務プロセスの効率化のみならず、生産性の向上や人材育成等、ユーザーが抱える経営課題の解決に当社のクラウドサービスを用いた総合的な業務支援を行うサービスであり、またその機能の高度化が進んでいることから、当事業年度末からその名称を「BPaaS」に変更しております。

クラウドサービスにおきましては、着実な新規契約の増加と低解約率の維持により、契約ス

テーション数が当事業年度末時点で3,028件（前事業年度末比17.6%増）となりました。  
この結果、クラウドサービスの売上高は2,274,674千円（前事業年度比22.8%増）となりました。  
BPaaSにおきましては、2020年1月のリリース以降、着実に稼働ステーション数が増加しており、当事業年度末時点で179件（前事業年度末比44.4%増）となりました。  
この結果、BPaaSの売上高は270,042千円（前事業年度比35.1%増）となりました。

サービス別売上高

| サ ー ビ ス 区 分     | 第 12 期<br>(2023年12月期)<br>(前事業年度) |              | 第 13 期<br>(2024年12月期)<br>(当事業年度) |              | 前事業年度比      |              |
|-----------------|----------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------|-------------|--------------|
|                 | 金 額<br>(千円)                      | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円)                      | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円) | 増 減 率<br>(%) |
| ク ラ ウ ド サ ー ビ ス | 1,851,648                        | 89.5         | 2,274,674                        | 88.4         | 423,026     | 22.8         |
| B P a a S       | 199,905                          | 9.7          | 270,042                          | 10.5         | 70,137      | 35.1         |
| そ の 他 サ ー ビ ス   | 18,023                           | 0.9          | 27,134                           | 1.1          | 9,111       | 50.6         |
| 合 計             | 2,069,577                        | 100.0        | 2,571,852                        | 100.0        | 502,275     | 24.3         |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は76,126千円であり、その主な内容は、「けあログっと（地域包括ケアプラットフォーム）」に関連するソフトウェアへの投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、新株予約権の行使に伴う127,710株の新株式発行により、14,878千円の資金を調達いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 10 期<br>(2021年12月期) | 第 11 期<br>(2022年12月期) | 第 12 期<br>(2023年12月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2024年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 1,192,791             | 1,603,179             | 2,069,577             | 2,571,852                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 403,287               | 676,053               | 910,527               | 1,138,949                        |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 340,287               | 449,562               | 612,903               | 808,261                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 26.97                 | 33.59                 | 43.06                 | 53.83                            |
| 総 資 産 (千円)      | 1,061,279             | 1,649,042             | 2,380,729             | 3,070,587                        |
| 純 資 産 (千円)      | 504,155               | 1,105,106             | 1,690,039             | 2,409,102                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 39.92                 | 79.39                 | 112.96                | 159.32                           |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年6月15日付で普通株式 1 株につき15株の割合で、2024年1月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益および 1 株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ①市場環境および顧客ニーズにタイムリーに対応できる開発体制の強化

当社は創業以来、「世にある物は活用し、世にない物を作りだす」を合言葉に、訪問看護ステーション向け業務支援システム「iBow」を提供してまいりました。今後さらなる市場スケールの拡大に対応するため、開発体制の強化が必要と考えております。そのため開発人材の確保が必須と考えており、継続的な開発人員採用活動および人材教育を実施し、開発体制の強化に取り組む方針であります。

#### ②内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社は、業務運営の効率化やコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。引き続き経営の公平性や透明性を確保するために内部統制の実効性を高め、内部管理体制の強化に取り組み、事業基盤を強化してまいります。

#### ③システム信頼性の継続的な維持や品質の向上、設備環境の強化

当社は、顧客に安心して当社サービスを利用していただくためには、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。セキュリティ・開発・保守管理体制の整備は不可欠であり、今後も引き続き投資を行い、システムの継続的な安定化、品質の向上に取り組む方針であります。

#### ④サステナビリティへの推進

当社の事業そのものがサステナビリティの3つの柱である「環境保護」、「社会開発」、「経済発展」に該当すると考えております。当社が提供するサービスは、紙カルテから電子カルテへ、レセプトの電子化による請求処理事務の効率化によりペーパーレスを促進し、環境保護に貢献しております。また、当社サービスを使用することで訪問看護ステーションの業務効率向上が図れることや、「iBow」に蓄積された膨大な在宅医療データを活用した事業への参入をすることで、社会サービスを改善し社会開発に貢献いたします。そして、訪問看護にかかる複合サービスを展開し、市場シェアの拡大、満足度の向上、顧客単価向上の循環によって、当社の経済発展につなげてまいります。

#### ⑤人的資本戦略

当社は現在、成長段階にあると認識しており、今後の事業拡大には継続的に優秀な人材の確保と既存人材の育成を行う必要があると考えております。訪問看護知識の習得のため、日本訪問看護財団の「訪問看護eラーニング」の受講やDX推進に向けた情報処理推進機構の「ITパスポート試験」の資格取得、その他必要な研修制度を充実させ、人材開発の強化を進めてまいりました。今後も引き続き人的資本の持続的高度化を図るため、働きやすい職場環境の整備および人材開発の強化に取り組んでまいります。



#### (4) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

| サービス区分    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラウドサービス  | 訪問看護ステーションの生産性向上に貢献するSaaS型業務支援ツール（CRM機能・AI機能を有する「訪問看護専用電子カルテ iBow」、保険請求機能を有する訪問看護専用レセプトシステム「iBow レセプト」、訪問看護専用勤怠管理サービス「iBow KINTAI」、介護保険請求ファイル伝送機能を有する「iBow 介護請求伝送サービス」、法定研修の e-ラーニングサービス「iBow e- Campus 訪問看護 法定研修編」）、医療従事者による退院患者に対する円滑な退院支援を補助する「けあログっと（地域包括ケアプラットフォーム）」、訪問看護ステーション向けファクタリングサービス「iBow e-レセ」の提供をしております。 |
| B P a a S | 訪問看護ステーションにおけるレセプト業務（保険医療機関や利用者への請求データの作成業務）を当社が代行する「iBow 事務管理代行サービス」の提供をしております。<br>なお、生産性の向上や人材育成等、ユーザーが抱える経営課題の解決に当社のクラウドサービスを用いた総合的な業務支援を行うサービスであり、またその機能の高度化が進んでいることから、当事業年度末からその名称を「BPOサービス」から「BPaaS」に変更しております。                                                                                                    |

#### (5) 主要な営業所の状況（2024年12月31日現在）

| 事業所名   | 住所     |
|--------|--------|
| 本社     | 大阪市中央区 |
| 東京オフィス | 東京都中央区 |

#### (6) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 90名  | 23名       | 36.5歳 | 3年3か月  |

（注）従業員数が前事業年度末と比べて23名増加したのは、事業拡大に伴う採用増加によるものです。

#### (7) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 51,200,000株

(2) 発行済株式の総数 15,121,447株

(3) 株主数 2,610名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                    | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|--------------------------------------------------------|---------|---------|
| 中野剛人                                                   | 5,943   | 39.30   |
| 北村亜沙子                                                  | 2,371   | 15.68   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                     | 942     | 6.23    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                | 743     | 4.91    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                            | 699     | 4.62    |
| 住友商事株式会社                                               | 687     | 4.54    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                        | 407     | 2.70    |
| GOVERNMENT OF NORWAY                                   | 311     | 2.06    |
| DBS BANK LTD. 700154                                   | 288     | 1.91    |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT | 217     | 1.44    |

（注）持株比率は自己株式（194株）を控除して計算しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年2月16日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年4月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式として新株式の発行を行うことを決議し、同年5月24日に取締役および執行役員に対し普通株式29,365株を発行しております。この譲渡制限付株式は、対象の取締役および執行役員が当社の取締役および執行役員の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできないものとされております。

| 役員区分          | 株式数     | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 26,356株 | 3名     |
| 社外取締役         | 487株    | 1名     |
| 執行役員          | 2,522株  | 1名     |

#### (6) その他株式に関する重要な事項

株式分割、新株予約権の行使および譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は7,640,551株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                           | 第 5 回 新 株 予 約 権                                |
|---------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                           | 2020年11月30日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                           | 4,048個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                           | 普通株式 121,440株                                  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                           | 無償                                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                           | 新株予約権1個当たり 3,617円<br>(1株当たり 121円)              |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                           | 2022年12月 1日から<br>2030年10月31日まで                 |
| 行 使 の 条 件                                   |                           | (注)                                            |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く ) | 新株予約権の数 4,048個<br>目的となる株式数 121,440株<br>保有者数 1名 |
|                                             | 社 外 取 締 役                 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                                             | 監 査 役                     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |

(注) 1. 2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の割合で、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

#### 2. 新株予約権の行使条件

- ①本新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ②新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ④新株予約権者が当社と競業関係にある会社を設立し、または当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑥新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                 |
|---------------|-----------|-----------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 中 野 剛 人   |                                         |
| 常 務 取 締 役     | 北 村 亜 沙 子 | カスタマー本部長                                |
| 取 締 役         | 浦 吉 修     | プロダクト本部長                                |
| 取 締 役         | 松 下 智 樹   | 株式会社Singular Perturbations 副社長          |
| 常 勤 監 査 役     | 増 田 芳 宏   |                                         |
| 監 査 役         | 松 山 治 幸   | 松山公認会計士事務所 所長                           |
| 監 査 役         | 平 田 精 作   |                                         |
| 監 査 役         | 清 水 俊 順   | 弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員<br>株式会社コラントッテ 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役松下智樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松山治幸氏、平田精作氏および清水俊順氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松山治幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役清水俊順氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 当社は、社外取締役の松下智樹氏、また、社外監査役の松山治幸氏および清水俊順氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

## **(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、取締役会において決定した内容は以下のとおりであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長、常務取締役、社外取締役の3名で構成される指名・報酬委員会が、当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で審議していることから、役員報酬等の決定プロセスの透明性、公正性が確保されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### <指名・報酬委員会>

| 会社における地位       | 氏名         |
|----------------|------------|
| 代表取締役社長        | 中野 剛人（委員長） |
| 常務取締役 カスタマー本部長 | 北村 亜沙子     |
| 取締役（社外取締役）     | 松下 智樹      |

##### I. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値向上および業績向上へのインセンティブを高めることを考慮して、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬で構成し、継続的な企業価値の向上、および企業競争力強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、当社役員の役割、並びに職責に相応しい水準とします。さらに業績および企業価値と連動した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。

##### II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として担当職務、職責を考慮のうえ、総合的に勘案して決定します。

##### III. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度終了後3か月以内に年1回支給するものとします。その算定方法については、毎年期末決算発表時に業績予想として公表する営業利益に対して、実績の営業利益が上回った場合、当該上回る金額の30%を上限として各取締役への支給額を決定します。なお、業績連動報酬の指標を営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るには、本業の成績である営業利益が相応しい指標と判断したためです。

#### Ⅳ．非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに株主との価値を共有する譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額500,000千円以内、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とします。取締役等への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

※当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、譲渡制限付株式付与のために当社が発行または処分する普通株式の総数は70,000株以内に調整されております。

#### Ⅴ．金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬である月額報酬、並びに業績に連動する賞与および中長期的な業績向上へのインセンティブに資する譲渡制限付株式報酬の金額割合は、各報酬の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与するために適切な割合とします。

#### Ⅵ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬および業績連動報酬である賞与については、取締役会決議により社外取締役、代表取締役社長、常務取締役の3名で構成される指名・報酬委員会に対して具体的報酬額および支給時期の決定を委任し、指名・報酬委員会が決定します。非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数および支給時期等については、取締役会において決定します。

なお、各監査役の報酬は固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、監査役会において決定しております。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

取締役会は、個人別の基本報酬および業績連動報酬である賞与の額についての決定を、社外取締役、代表取締役社長、常務取締役の3名で構成される指名・報酬委員会に委任しております。委任の理由は、当社の財政状態および経営成績等を勘案しつつ各取締役の役位を基準として担当職務、職責について評価を行うには指名・報酬委員会が適していると判断したためであります。



③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）    |                 |                 | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
|                  |                     | 基 本 報 酬           | 業 績 連 動 報 酬     | 非 金 銭 報 酬       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 115,673<br>(3,498)  | 79,200<br>(2,600) | 16,547<br>(206) | 19,926<br>(691) | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,800<br>(7,200)   | 16,800<br>(7,200) | —               | —               | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 132,473<br>(10,698) | 96,000<br>(9,800) | 16,547<br>(206) | 19,926<br>(691) | 9<br>(5)              |

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

2. 上表には、2024年3月28日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年8月29日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名）、監査役の金銭報酬の額は、2022年3月17日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名）と決議されております。

また、取締役に対して金銭報酬とは別枠で、2023年3月29日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額500,000千円（うち社外取締役は100,000千円）以内、株式数の上限を年35,000株（うち社外取締役は7,000株）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。

※当社は、2024年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。これにより、譲渡制限付株式付与のために当社が発行または処分する普通株式の総数は70,000株（うち社外取締役は14,000株）以内に調整されております。

4. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

5. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、および算定方法は、前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、当該業績指標の選定理由は、毎年の経営を着実にを行い、売上・収益の成長に注力するため、本業の成績である営業利益としております。業績指標である営業利益の実績は、後記「損益計算書」に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松下智樹氏は、株式会社Singular Perturbations副社長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役松山治幸氏は、松山公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水俊順氏は、弁護士法人サン総合法律事務所代表社員、株式会社コラントッテ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                              |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松 下 智 樹 | 2024年3月28日就任以降の当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、事業運営等について、企業経営に関する専門的な知見と豊富な経験に基づき、中長期的な視点から大局的な意見を発言しております。また、指名・報酬委員会の委員として、2024年3月28日就任以降当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 監査役 | 松 山 治 幸 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づき、発言を行っております。                                                                          |
| 監査役 | 平 田 精 作 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、他の事業会社で培った監査役としての豊富な経験に基づき、発言を行っております。                                                                        |
| 監査役 | 清 水 俊 順 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、発言を行っております。                                                                            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支 払 額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 2,526,732 | 流 動 負 債         | 559,095   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,965,928 | 買 掛 金           | 31,036    |
| 売 掛 金           | 506,913   | 未 払 金           | 58,181    |
| 前 払 費 用         | 45,655    | 未 払 費 用         | 106,616   |
| そ の 他           | 11,897    | 未 払 法 人 税 等     | 209,005   |
| 貸 倒 引 当 金       | △3,661    | 未 払 消 費 税 等     | 73,204    |
| 固 定 資 産         | 543,854   | 契 約 負 債         | 54,815    |
| 有 形 固 定 資 産     | 248,225   | そ の 他           | 26,235    |
| 建 物             | 214,702   | 固 定 負 債         | 102,389   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 33,522    | 資 産 除 去 債 務     | 102,389   |
| 無 形 固 定 資 産     | 134,044   | 負 債 合 計         | 661,485   |
| 特 許 権           | 2,392     | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 131,652   | 株 主 資 本         | 2,409,102 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 161,584   | 資 本 金           | 397,073   |
| 出 資 金           | 10        | 資 本 剰 余 金       | 388,548   |
| 敷 金             | 77,403    | 資 本 準 備 金       | 388,548   |
| 長 期 前 払 費 用     | 25,912    | 利 益 剰 余 金       | 1,623,937 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 4,464     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,623,937 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 58,240    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 1,623,937 |
| そ の 他           | 18        | 自 己 株 式         | △456      |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,464    | 純 資 産 合 計       | 2,409,102 |
| 資 産 合 計         | 3,070,587 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 3,070,587 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年 1 月 1 日から )  
( 2024年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,571,852 |
| 売上原価         | 574,424   |
| 売上総利益        | 1,997,428 |
| 販売費及び一般管理費   | 861,495   |
| 営業利益         | 1,135,932 |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 158       |
| 受取手数料        | 5,199     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 2,332     |
| 支払負担金        | 6         |
| その他          | 2         |
| 経常利益         | 1,138,949 |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除売却損     | 578       |
| 税引前当期純利益     | 1,138,370 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 347,225   |
| 法人税等調整額      | △17,115   |
| 当期純利益        | 808,261   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社eWeLL  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

|                    |       |   |   |   |     |
|--------------------|-------|---|---|---|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡 | 本 | 伸 | 吾 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 戸 | 田 | 圭 | 亮 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社eWeLLの2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及

び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

|           |           |         |
|-----------|-----------|---------|
| 株 式 会 社   | e W e L L | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 | 増 田 芳 宏   | ㊞       |
| 社 外 監 査 役 | 松 山 治 幸   | ㊞       |
| 社 外 監 査 役 | 平 田 精 作   | ㊞       |
| 社 外 監 査 役 | 清 水 俊 順   | ㊞       |

## 株主総会参考書類

### 議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1 株につき 金12円  
配当総額 181,455,036円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月28日

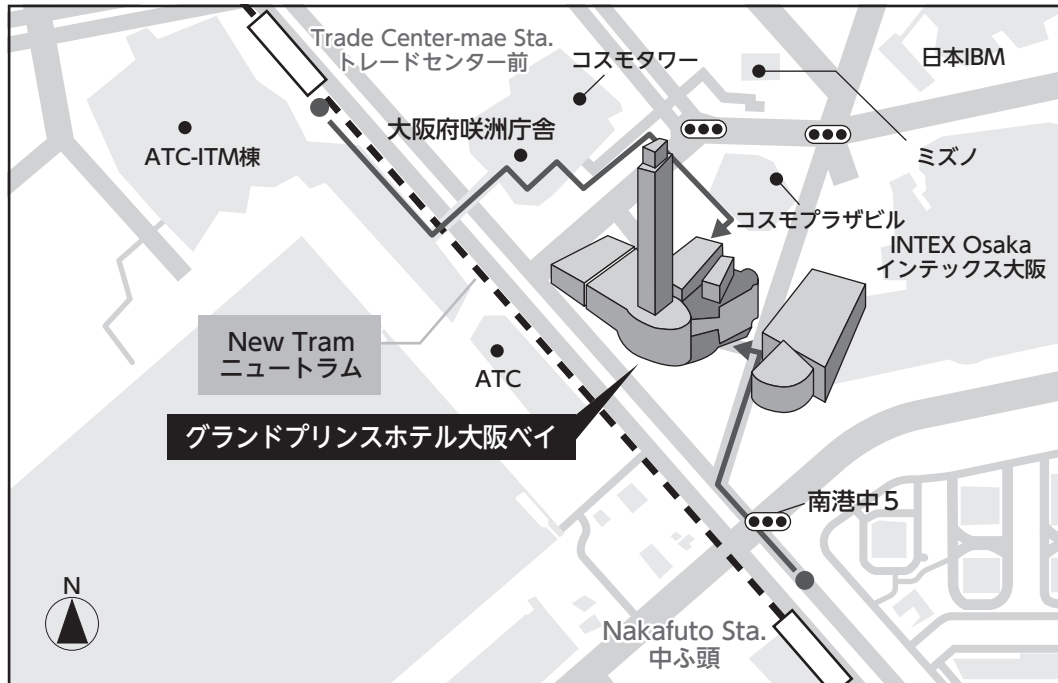
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市住之江区南港北1丁目13番11号

グランドプリンスホテル大阪ベイ 2階 クリスタル・ルビー

TEL 06-6612-1234



交通 ニュートラム／トレードセンター前駅

2番出口より、ATC－大阪府咲洲庁舎－2F連絡通路を歩いて徒歩約5分

ニュートラム／中ふ頭駅

2番出口より徒歩約3分